

集会施設(市街地)の利用方法

(対象施設:大和・弥生・愛生町・幸町・東・青葉町・西地区・南地区・東めむろ・ひばり・かしわ)

- ・施設の管理運営は管理事業者【芽室ビル管理㈱】に委託しています
- ・管理事業者の担当者が南地区コミュニティセンターの事務所(芽室町西2条南6丁目1)に午前9時から午後9時まで常駐します

※事務所は午後1時から午後2時まで休憩時間ですが、電話のみ対応致します。

各施設の開閉作業などにより、事務所に管理人が不在となる場合があります。

年末年始(12月29日～1月3日)は事務所を休業します。

●施設の使用予約

①公共施設予約システムから

《パソコンやスマートフォンで24時間予約できます》

②対面又は電話での予約

《南地区コミュニティセンター事務所(電話:070-1064-3700)で午前9時から午後9時まで予約できます》

●施設の開閉

担当者が使用開始時刻までに開錠し、使用後に施錠します(予約の時間内で使用してください。使用後に担当者の施錠を待つ必要はありません)

●使用料金の支払い

南地区コミュニティセンター事務所で、使用前にお支払いください(午前9時から午後9時まで)

※使用時に各施設で金銭の取扱いはできません

○施設使用のご注意

- ・施設はきれいにお使いください

(使用後は清掃をお願いします。ゴミは持ち帰りしてください。)

- ・設備や備品などは丁寧にお取り扱いください

(使用により設備等に破損などが生じた場合は、速やかに管理事業者に報告してください。)

- ・使用時間は厳守してください

(次の利用者の妨げとなります)

- ・使用者の都合でキャンセルした場合など、お支払い済の使用料は返還できません

- ・急遽公用(選挙など)、葬儀での使用がある場合は、予約をキャンセルさせていただきます(使用料は返還します)

お問い合わせ

- ・管理事業者(南地区コミュニティセンター事務所) 070-1064-3700
- ・都市経営課都市経営係(役場2階9番窓口) 0155-66-5961